

【重要】

幹事社労士高度化事業 登録上限に関するご案内

幹事社労士 各位

平素は格別のご愛顧を賜り誠に有難うございます。

さて、10月の中企団メールマガジンでもご案内させていただいたとおり、2019年1月より、幹事社労士高度化事業のお申込みにつきまして、地域エリア別に『新規お申込の上限枠』を創設させていただきます。

2007年の立ち上げから今日に至るまで、少しずつサービスの拡充および付加価値の向上に取り組んで参りました『幹事社労士高度化事業』ですが、お陰さまで現在では全国200名を越える先生方にお申込みいただくまでとなりました。

中企団では今一度原点に立ち返り、幹事社労士高度化事業に「協賛」いただいた先生方と、より強固な相互協力関係を構築すべく尽力して参ります。

- ※上限枠の詳細は高度化事業ページ左側の『[お申込上限枠状況](#)』をご参照ください。
- ※初年度協賛キャンペーン対象期間中の先生は、制限に含まれません。
- ※上限枠到達後もお申込みは可能ですが、初期設定費用および月々の協賛金の価格改定を、下記の通り実施させていただきます。

【初期設定費用】

7万円 ⇒ 10万円

【協賛金】

2万円 ⇒ 3万円

※いずれも税別

現在、高度化事業最終キャンペーンも開催中です。(平成31年3月末迄)
幹事社労士高度化事業にご興味をお持ちの先生がいらっしゃいましたら、
この機会にぜひご検討くださいますよう、宜しく願い申し上げます。

■ お問い合わせ

 中小企業福祉事業団

〒111-0036

東京都台東区松が谷1-3-5 JPR上野イーストビル2階

TEL 03-5806-0298 HP <https://www.chukidan.com>